

IV 関係各課等との協議結果

1. 宇都宮市関係

部署	指導事項等	対応策
市民まちづくり部 生活安心課 担当:櫻井 (028-632-2137)	【防犯・交通安全グループ】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け、店舗利用者等へ、入出庫時の徹底について周知啓発をお願いします。 ・ 防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繁忙期等においては、状況を鑑みて交通整理員を適宜配置し、入出庫時の安全対策に努めます。 ・ 防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考いたします。
環境部 環境保全課 担当:天野 (028-632-2406)	<ul style="list-style-type: none"> ・各環境法令 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は、法令に基づく届出日までに提出してください。 ・騒音及び振動 特定建設作業実施届出(騒音規制法第14条、振動規制法第14条)特定建設作業を実施する場合は、工事の7日前までに、「特定建設作業実施届出書」を提出してください。 ・上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には、各法令等で定める規制基準等を遵守してください。 ・周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談が合った場合は、誠意を持って対応してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法令に該当する場合は、法令に基づく届出日までに提出します。 ・騒音規制法、振動規制法に該当する場合は適切に届出手続します。 ・各法令等で定める規制基準等を遵守します。 ・周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談が合った場合は、誠意を持って対応します。

<p>環境部 ごみ減量課 担当:戸崎 (028-632-2413)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(以下「条例」という。)を遵守し、廃棄物を適切に処理してください。特に、焼却ゴミ(事業系一般廃棄物)の中に産業廃棄物(廃プラスチック類など)や資源化できる紙類(メモ用紙や空き箱など)を混入させないよう、分別の徹底に努めてください。 ・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」は、条例施行規則第2条の3に規定する「事業用大規模建築物」に該当することから、条例第3条の5に基づき「廃棄物管理責任者」を選任し、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」を提出してください。 また、条例第3条の4第1項に基づき「事業系一般廃棄物減量等計画書」を毎年5月31日までに提出するとともに、廃棄物の減量に努めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を遵守し、廃棄物を適正に処理、運営します。 産業廃棄物(廃プラスチック類など)や資源化できる紙類(メモ用紙や空き箱など)を混入させないよう、分別の徹底に努めます。 ・条例第3条の5に基づき「廃棄物管理責任者」を選任し、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」を提出します。 <p>事業系一般廃棄物減量等計画書を年ごとに作成し、毎年5月31日までに提出するとともに、廃棄物の減量に努めます。</p>
<p>都市整備部 都市計画課 担当:新山 (028-632-2642)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設の区域内における建築物の建築に該当しないため、都市計画法第53条の許可は不要です。なお、当該地は市街化区域の工業地域(建ぺい率60%、容積率200%)に指定されています。 ・当該地は、宇都宮インターパーク地区計画により、建築物等の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、建築物の形態又は意匠、かき・さくの構造などの制限を定めておりますので建築物等を建築する場合は、その行為の着手の30日前までに、都市計画法第58条の2に基づく届出を要します。(届出先:建築指導課)詳細につきましては、都市計画課窓口までお問い合わせください。【都市計画グ 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知しました。 ・A棟 令和6年8月26日 ・B棟及びC棟 令和6年10月3日に都市計画法第58条の2に基づく届出済みです。

	<p>ループ 夏目 028-632-2565】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地は土地区画整理事業区域内であるため、都市計画法第 29 条第 1 項の開発許可は要しませんが、道路を築造する場合は都市計画課にご相談ください【開発指導グループ 石川 028-632-2566】 ・本事業計画の造成工事は令和 6 年 9 月 30 日に工事着手しており、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)第 21 条第 1 項に基づく届出が提出されているため、盛土規制法の許可は不要です。 <p>ただし、提出イしていただいた届出内容以上の造成工事を行う場合、事業計画以外の土地(更地部分)で造成工事を行う場合は、盛土規制法の許可を要する場合がありますため、都市計画課窓口までお問合せください。【盛土対策グループ 星野 028-632-2883】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・承知しました。 道路の築造予定はございません。 ・承知しました。
<p>都市整備部 景観みどり課 担当:飯野 (028-632-2578)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物については、景観法第 16 条に基づく届出適合確認済み。(工業流通景観ゾーン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知しました。

<p>都市整備部 建築指導課 担当:栗原 (028-632-2578)</p>	<p>照会の計画について、以下の手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項による建築確認申請 ⇒栃木県建築基準条例の規定が適用されますので確認してください。 ・ 建築基準法第 88 条第 1 項による工作物確認申請(高さが 4mを超える広告物その他これらに類するものの場合) ・ 宇都宮インターパーク地区計画に基づく手続き ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく手続き ・ 宇都宮やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例に基づく手続き ・ 駐車場法 ⇒路外駐車場で駐車のために供する面積が 500 m²以上となる場合は、適用となります。 ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく手続き ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続き ・ 宇都宮市屋外広告物条例に基づく手続き <p>※申請済の手続きや対象外の物件もありますので、法律などを確認し、適宜協議を行うなど必要な手続きを行ってください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該店舗について A 棟 令和 6 年 9 月 29 日 B 棟 令和 6 年 11 月 28 日 C 棟 令和 6 年 11 月 26 日 確認済証取得済です。 ・ 工作物確認申請について現在申請中です。 ・ 工作物についての地区計画は届出済みです。 ・ 当該店舗について確認済証時に同時に審査済みです。 ・ A 棟 令和 6 年 8 月 26 日 B 棟及び C 棟 令和 6 年 10 月 3 日に届出済みです。 ・ 当該店舗の駐車場は料金の徴収がないため届出は行いませんが、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準適合義務に適合した駐車場といたします。 ・ 当該店舗 ABC 棟共、確認済証と共に適合判定をそれぞれ取得しています。 ・ 当該店舗について令和 6 年 9 月 17 日及び令和 6 年 11 月 8 日に届出済みです。 ・ 順次決定次第届出を行ってまいります。
---	---	---

<p>建設部 技術監理課 担当:酒井 (028-632-2510)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書 P6(6)経路の設定等にある「生活道路等への配慮」や「入出庫対策」を徹底し、想定していない経路からの来退店がないよう努めてください。 ・(7)主要交差点の交差点飽和度にある交差点 A 流入部 B の右折滞留長につきましては、新たな店舗の开店後にさらなる右折滞留長の不足が予測されるため、开店前までに必要な対策の実施をお願いいたします。 <p>また、想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書 P6(6)経路の設定等にある「生活道路等への配慮」や「入出庫対策」を徹底し、想定していない経路からの来退店がないよう努めます。 ・交差点 A 流入部 B の右折滞留長延伸に向けて引き続き協議を進めます。 ・想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策を検討します。
<p>建設部 道路管理課 担当:会田 (028-632-2514)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市道からの出入口等(乗り入れ、掘削等を含む。)の工事を施工する場合は、「道路工事施工承認申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。(道路法第 24 条) ・法定外公共物からの出入口等(乗り入れ、掘削等を含む。)の工事を施工する場合は、「法定外公共物工事施工許可申請」が必要となりますので、事前に競技してください。(宇都宮市法定外公共物管理条例第 4 条) ・搬入・搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮してください。(道路法第 22 条)(宇都宮市法定外公共物管理条例第 16 条) ・今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施工してください。(道路法第 58 条) ・他の工事又は他の行為により必要を生じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道からの出入口等(乗り入れ、掘削等を含む。)の工事を施工する場合は、事前に協議します。 ・法定外公共物からの出入口等(乗り入れ、掘削等を含む。)の工事を施工する場合は、事前に協議します。 ・搬入・搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮します。 ・今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施工します。 ・他の工事又は他の行為により必要を生じ

	<p>た道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担してください。(道路法第 58 条)(宇都宮市法定外公共物管理条例第 16 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、「道路占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。(道路法第 32 条) 	<p>た道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、事前に協議します。
<p>教育委員会事務局学校健康課 担当:中川 (028-632-2756)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を行う際、通学登下校の児童生徒の安全確保に充分努めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を行う際、通学登下校の児童生徒の安全確保に充分に努めます。

2. 栃木県関係

部署	指導事項等	対応策
地域振興課 担当:中島 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出の要否について、宇都宮市都市計画課に確認してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年 9 月 2 日届出 令和 6 年 9 月 25 日通知済みです。
県民協働推進課 担当:菊地 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	<ul style="list-style-type: none"> 午後 11 時以降(栃木県青少年健全育成条例に定める深夜)に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年(18 歳未満)に対して、同条例第 48 条第 3 項に基づく帰宅奨励(声かけ、提示、放送等)をしていただくようお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 午後 11 時以降(栃木県青少年健全育成条例に定める深夜)に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年(18 歳未満)に対して、同条例第 48 条第 3 項に基づく帰宅奨励(声かけ、提示、放送等)を行います。
環境保全課 担当:前田 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	<ul style="list-style-type: none"> 出店後は静音保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。(回答不要) 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応をいたします。
資源循環推進課 担当:角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県では、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までを資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を促進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本県廃棄物処理計画の趣旨を御理解いただき、エコマークの認定商品等の取扱い拡充や、回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 栃木県では令和 3 年(2021)年度から令和 12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の手指をご理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を 	<ul style="list-style-type: none"> 資源循環推進計画の趣旨を理解の上、廃棄物の減量化及び再資源化に積極的に取り組んでまいります。 当該店舗においては食品の取り扱いはございませんが、食品ロス削減計画の趣旨を理解の上、廃棄物の減量化及び再資源化に積極的に取り組んでまいります

	<p>深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減を資する取り組みについて、ご協力くださいますようお願いいたします。</p>	
<p>交通政策課 担当:湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を検討します。
<p>道路整備課 担当:植木 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法第十五条(都道府県の管理)のうち、新設、改築の観点から意見なし 	-
<p>道路保全課 担当:相馬 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見なし 	-
<p>上下水道課 担当:大木 TEL:028-623-2507</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水計画及び汚水排水計画については、宇都宮市担当課と協議してください 	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市担当課と協議します。
<p>都市政策課 担当:越雲 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595</p>	<p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市景観計画に定める行為の届出の要否について、宇都宮市景観みどり課と協議してください。(協議先:宇都宮市景観みどり課 028-632-2568) ・屋外広告物を設置する場合には、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、宇都宮市建築指導課と協議してください。(協議先:宇都宮市建築指導課 028-632-2573) <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地は「宇都宮インターパーク地区計画」の内容に則して立地することが必要になります。詳細については、宇都宮市建築指導課と協議してください。(協議先:宇都宮市建築指導課 028-632-2563) ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び 	<ul style="list-style-type: none"> ・A棟 令和6年9月2日に届出済 B棟及びC棟 令和6年10月29日届出済 ・適時許可申請を実施いたします。現在届出に向けて準備をしております。 ・A棟令和6年8月26日 B棟及びC棟 令和6年10月3日に都市計画法第58条の2に基づく届出済みです。 ・当該店舗の駐車場は料金の徴収がないため届出は行いませんが、駐車場法

	<p>設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、宇都宮市建築指導課(駐車場法担当)に確認してください。</p> <p>(協議先:宇都宮市建築指導課 028-632-2574)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、宇都宮市都市計画課と協議してください。 ・ 駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。 <p><盛土安全推進班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に関する手続きについて、宇都宮市都市計画課と協議してください。 <p>(協議先:宇都宮市都市計画課 TEL:028-623-2883)</p> <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法第29条の開発許可の要否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。 <p>(協議先:宇都宮市都市計画課 TEL028-632-2641)</p>	<p>第11条の規定に基づく技術的基準に適合した駐車場とすることを宇都宮市建築指導課に確認しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市都市計画課と協議します。 ・ 駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づくよう努めます。 ・ 協議のうえ届出済みです。 ・ 開発許可を要しないことを確認しております。
<p>都市整備課 担当:田村・鈴木 TEL:028-623-2507 FAX:028-623-2477</p>	<p>意見なし</p>	<p>-</p>

<p>建築課 担当:山下 TEL:028-623-2514 FAX : 028-623-2489</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建築リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、宇都宮市都市整備部建築指導課(TEL:028-632-2573)と協議願います。なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県土木整備部建築課建築指導班(メール sidohan@pref.tochigi.lg.jp)まで報告願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法 A棟 令和6年9月27日 第SJK-KX245111700号 B棟 令和6年11月28日 第SJK-KX245116630号 C棟 令和6年11月26日 第SJK-KX245116550号 確認済証取得済みです。 審査機関:さいたま住宅検査センター中央事務所 ・ 建設リサイクル法 A棟届出日:令和6年9月17日 文書番号:581号 B棟C棟届出日:令和6年11月8日 文書番号:765号 ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 番号:適合判定交付済みです。 担当者:さいたま住宅検査センター中央事務所
<p>警察本部 交通規制課 担当:金子・鈴木 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808</p>	<p>○令和6年11月29日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</p>	<p>○今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、御課とも協議いたします。</p>
<p>経営支援課 担当:石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘事項等なし 	<p>-</p>